

裁 決 書

審査請求人

上記代理人 弁護士 西川 哲也

平成25年9月20日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成25年7月24日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還額決定処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成25年7月24日、生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定により、生活保護費返還額決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成25年9月20日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

解約した保険は処分庁が保有を認めたものであり、受け取ったのは保護開始時の解約返戻金から滞納保険料が差し引かれた額であったにもかかわらず、保護開始時の解約返戻金相当額の返還を求めるのは、請求人に不利益を負わせることとなるため、返還額は実際に受領した金額とすべきである。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

(1)

(2)

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

(5) [REDACTED]

(6) [REDACTED]

(7) [REDACTED]

2 判断

(1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、厚生労働大臣の定める基準により要保護者ごとに算定された最低生活費のうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第4条第1項及び法第8条第1項）。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3-24答(3)によると、申請時点における解約返戻金の額に相当する部分については、資力がありながら保護を受けていたものとして整理されることから、法第63条により返還の対象となるとされている。また、同3-25答(1)では、保護開始時に保有の認められた生命保険については、保護開始時の解約返戻金相当額を法第63条により返還させることとされている。

ウ 問答集13-5(1)答によると、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活

のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされている。

(2) 原処分について

請求人は、解約した保険は処分庁が保有を認めたものであり、受け取ったのは保護開始時の解約返戻金から滞納保険料が差し引かれた額であったにもかかわらず、保護開始時の解約返戻金相当額の返還を求めるのは、請求人に不利益を負わせることとなるため、返還額は実際に受領した金額とすべきである旨を主張している。

解約返戻金については、前記(1)イによると、保護開始時に保有の認められた生命保険の場合、保護開始時の解約返戻金相当額を法第63条により返還させることとされている。また、前記(1)ウによると、法第63条は、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで、本件についてみると、処分庁は、返還対象額を保護開始時の解約返戻金相当額である [redacted] としているが、前記(1)ウより、法第63条は、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるため、その返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。

したがって、本件における返還対象額は、前記1(6)のとおり、請求人が実際に受領した解約返戻金の相当額である [redacted] であって、解約返戻金 [redacted] から滞納した保険料分として差し引かれた [redacted] については、解約返戻金の換金により請求人が最低生活に充当できるようになったものとはいえず、請求人の資力を限度として支給した保護金品ではないことから、その返還対象額とはいえない。

以上のことから、[redacted] 全額を法第63条による返還とした原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであるといわざるを得ないから、取り消されるべきである。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

